

## 報告第10号

### 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月7日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

#### 記

#### 1 専決処分事項

和解及び損害賠償の額の決定について

#### 2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和3年10月22日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 相手方 南風原町字宮平607番地1  
社会福祉法人 創清福社会 ていだ保育園
- 3 事故の概要 令和3年7月7日 午前11時30分頃、南風原町字宮平607番地1 ていだ保育園駐車場において、広報車をバックにて駐車する際に、駐車場天井部分に広報車のスピーカー部分が接触し、駐車場天井部分が破損した。
- 4 損害賠償額 33,000円